

第12期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年5月26日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時、開場：午前9時30分）

場所

東京都中央区日本橋二丁目7番1号
東京日本橋タワー5階

ベルサール東京日本橋

※末尾の会場ご案内図をご参照ください。

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：2022年5月25日（水曜日）午後6時
（議決権行使方法については、後述の3～4頁をご確認ください）

目次

第12期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	3
株主総会参考書類	5
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件	5
第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件	12
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	16
第4号議案 定款一部変更の件 （提供書面）	17
事業報告	19
1.企業集団の現況	19
2.会社の現況	26
3.コーポレート・ガバナンスに対する考え方	33
連結計算書類	38
計算書類	40
連結計算書類に係る会計監査報告	42
計算書類に係る会計監査報告	44
監査等委員会の監査報告	46
株主総会会場ご案内図	巻末

新型コロナウイルス感染リスクに伴う当社の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応を下記のとおり実施させていただきます。
株主の皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、今後の状況変化によって、株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.n-interlife.co.jp>) において、お知らせいたします。

1. 株主様へのお願い

- 新型コロナウイルス感染拡大のリスクを低減するため、本株主総会における議決権行使は、書面またはインターネットによる方法が可能となっておりますので、健康状態にかかわらず、株主総会へのご来場を見合わせていただくなど、議決権を事前に行使していただくことをご検討くださいますようお願いいたします。
議決権の行使方法については、3ページ「議決権行使のご案内」4ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。
- 株主総会にご出席を検討されている株主様は、当日の健康状態に十分留意いただき、ご無理をされないようお願いいたします。また、ご来場される場合は、マスクをご準備のうえご来場ください。
- ご高齢の方、体調に不安のある方、妊娠されている方、直近で海外渡航をされた方は、本総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。

2. 本総会における当社の対応およびご来場される株主様へのお願い

- ご出席の株主様へのお土産および懇親会はございません。
- 運営スタッフにつきましては、マスクを着用のうえに対応させていただきます。
- 会場内にアルコール消毒液を設置いたしますので、適宜ご利用ください。
- 会場内の座席は、例年より間隔をあけて配置いたします。
- 会場内において体調不良を感じた株主様は、運営スタッフにお申し出ください。また、体調不良とお見受けされる株主様には、運営スタッフがお声がけさせていただく場合がございます。

以上

株 主 各 位

東京都中央区銀座六丁目13番地16号銀座ウォールビル11階

インタimeホールディングス株式会社

代表取締役社長 庄司 正英

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内（3～4頁）に従って2022年5月25日（水曜日）午後6時まで議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃よりひとかならぬご支援を賜りまして、心より厚くお礼申し上げます。

さて、当社ではウィズコロナの経営環境を乗り越えて、持続可能なグループを築くため「選択と集中でデフレと闘う経営」を基本方針に事業再編や生産性の向上、ガバナンスの強化に取り組んでまいりました。引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大により発生した経済のうねりを乗り越えた先にある経済ステージで、当社グループの次の成長に繋げるポジションの獲得を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 庄司 正英

記

1. 日 時 2022年5月26日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時、開場：午前9時30分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー5階
ベルサール東京日本橋
※末尾の会場ご案内図をご参照ください。

3. 目的事項

報告事項

1. 第12期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第12期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 定款一部変更の件

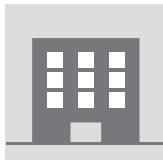
以 上

（注意事項）

- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、『連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書、個別注記表』につきましては、法令および当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.n-interlife.co.jp>）に掲載しておりますのでご覧ください。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております「連結計算書類」および「計算書類」は、会計監査人が会計監査報告書を、監査等委員会が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正の必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.n-interlife.co.jp>）に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

1. 株主総会にご出席いただく場合



議決権行使書用紙を会場の受付にご提出ください。

受付開始は、2022年5月26日（木曜日）午前9時を予定しております。

なお、代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主の方1名を選任し、委任状と本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

2. 株主総会にご出席いただけない場合

① 郵送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、ご返送ください。

議決権行使期限：2022年5月25日（水曜日）午後6時到着分まで

② インターネットによる議決権行使の場合



1. 「スマート行使」による方法

同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

2. ID・パスワード入力による方法

議決権行使ウェブサイト▶ <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/> において、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

議決権行使期限：2022年5月25日（水曜日）午後6時まで

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法



同封の議決権行使書用紙右片に記載の「QRコード」*をスマートフォン等で読み取り、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード（ID）及びパスワードのご入力には不要です）。「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記2.の方法により再度ご行使いただく必要があります。

2. 「議決権行使ウェブサイト（議決権行使コード（ID）・パスワード入力）」による方法



<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

スマートフォンによる議決権行使は、「QRコード」*を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。



当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（上記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード（ID）及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

議決権行使コード（ID）及びパスワード（株主様に変更されたものを含みます）は、株主総会の都度、新たに発行いたします。

パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりおたずねすることはありません。

パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

お問い合わせ先

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行(株) 証券代行部**（下記）までお問い合わせください。

「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の
操作方法等に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524**
(平日 9:00~21:00)

上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-288-324**
(平日 9:00~17:00)

※「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

(ご参考) 機関投資家の皆様には、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社に おける地位等	所有する当社 株式数	当事業年度の 取締役会への出席状況
1 <input type="checkbox"/> 再任	しょうじ まさひで 庄 司 正 英	代表取締役 社長	— 株	100% (12回/12回)
2 <input type="checkbox"/> 再任	きだ こうじ 貴 田 晃 司	取締役 副社長	9,014株	100% (12回/12回)
3 <input type="checkbox"/> 再任	かがわ ただし 香 川 正 司	専務取締役	15,625株	100% (12回/12回)
4 <input type="checkbox"/> 再任	かとう まさなり 加 藤 雅 也	常務取締役	3,782株	100% (12回/12回)
5 <input type="checkbox"/> 再任	おおまえ てつや 大 前 哲 也	取締役	2,518株	100% (12回/12回)

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は当社及び当社子会社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。保険料は全額当社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されないなど、一定の免責事由があります。当社は、当該保険契約を任期途中で更新する予定であります。
3. 貴田晃司氏、香川正司氏、加藤雅也氏、大前哲也氏が所有する当社株式の数には、インターライフホールディングス役員持株会における持分を含んでおります。
4. 取締役会への出席状況につきましては、書面決議による取締役会の回数は除いております。
5. 取締役の選任については、取締役会の諮問機関であるガバナンス委員会で審議された内容を監査等委員会に報告、協議いたしました。この結果、監査等委員会としては、取締役の選任について特に指摘すべき事項はないとの結論に至りました。

候補者番号 1

しょうじ まさひで

庄司 正英 (1951年11月17日生 満70歳)

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況

100% (12回/12回)

■ 略歴、地位及び担当

1975年4月 (株)三和銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行
1978年9月 (株)辰巳入社
1979年5月 同社専務取締役
1983年12月 辰巳商事(株) (現ピーアークホールディングス(株)) 取締役
1984年11月 同社代表取締役社長
1994年6月 同社代表取締役会長
1999年3月 同社代表取締役社長
1999年6月 同社代表取締役会長兼社長
2001年6月 同社代表取締役社長
2008年7月 (株)辰巳代表取締役 (現任)
2014年6月 同社代表取締役会長兼社長CEO
2016年4月 同社代表取締役会長
2016年5月 当社取締役
2020年3月 ピーアークホールディングス(株)代表取締役会長退任
2020年4月 当社代表取締役社長 (現任)

■ 重要な兼職の状況

(株)辰巳代表取締役

■ 取締役候補者とした理由

庄司正英氏は2020年4月に代表取締役社長に就任しております。同氏は就任以来自身の経営者としての知識・経験を活かし、事業発展に努めております。また公益社団法人日本ニュービジネス協議会連合会の役員としての見識があり、当社グループの経営を担うに相応しい人物と判断し、引き続き取締役候補者として選任しております。

候補者番号 2

き だ こう じ
貴田 晃司 (1954年12月1日生 満67歳)

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況

100% (12回/12回)

■ 略歴、地位及び担当

1977年4月	(株)富士銀行(現(株)みずほ銀行) 入行
2000年5月	同行本八幡支店長
2002年7月	(株)みずほ銀行島之内支店長
2004年4月	同行堺支店長
2007年4月	イー・アクセス(株)(現ソフトバンク(株)) 執行役員組織管理本部長
2008年7月	ユニコムグループホールディングス(株)経営企画部長
2008年10月	日本ユニコム(株)執行役員総務部長
2009年10月	ピーアークホールディングス(株)総合企画部長
2010年4月	同社常務執行役員
2010年6月	同社常務取締役
2016年4月	同社専務取締役
2020年4月	当社副社長執行役員
2020年5月	当社取締役副社長(現任)
2020年9月	(株)システムエンジニアリング取締役(現任)
2021年3月	ディーナネットワーク(株)取締役
2021年5月	(株)アドバンテージ取締役(現任)

■ 重要な兼職の状況

(株)システムエンジニアリング取締役
(株)アドバンテージ取締役

■ 取締役候補者とした理由

貴田晃司氏は企業経営に関する豊富な知識・経験等があり、2020年5月に取締役副社長に就任しております。同氏は経営全般に関する知見を広めるなど努めており、豊富な知識・経験等を当社グループの経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者として選任しております。

候補者番号 3

か が わ た だ し

香川 正司 (1960年1月12日生 満62歳)

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況

100% (12回/12回)

■ 略歴、地位及び担当

1983年4月	(株)住友銀行 (現(株)三井住友銀行) 入行
1997年7月	同行金融商品開発部グループ長
1999年4月	大和証券エスピーキャピタル・マーケッツ(株)金融商品開発部次長
1999年9月	エス・ビー・シー・エム会社香港支店副支店長
2002年6月	(株)三井住友銀行 投資銀行営業部金融ソリューション室グループ長
2003年10月	同行船場法人営業部副部長
2009年4月	同行金融商品営業部 (大阪) 部付部長
2013年4月	同行監査部副部長
2014年5月	当社に出向 執行役員
2015年2月	当社入社 執行役員
2015年5月	当社専務取締役 (現任)
2015年10月	(株)アドバンテージ代表取締役社長
2017年9月	(株)ラルゴ・コーポレーション代表取締役社長
2018年3月	(株)ジーエスケー代表取締役社長 グランドスタッフ(株)代表取締役社長
2020年3月	(株)ラルゴ・コーポレーション代表取締役社長兼会長
2020年5月	(株)アドバンテージ取締役会長 (現任) (株)ラルゴ・コーポレーション代表取締役社長
2021年5月	同社取締役会長

■ 重要な兼職の状況

(株)アドバンテージ取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

香川正司氏は専務取締役を務めており、豊富な知識と経験・実績を活かし、管理部門の担当として知見を広めるなど取り組んでおります。同氏の豊富な知識と経験・実績は当社グループの業務執行の推進及び取締役の職務執行を適切に実施できるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任しております。

候補者番号 4 かとうまさなり
加藤 雅也 (1965年2月6日生 満57歳)

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況

100% (12回/12回)

■ 略歴、地位及び担当

1987年4月	辰巳商事(株) (現ピーアークホールディングス(株)) 入社
1993年3月	同社マーケティング室長
1995年7月	同社営業企画部長
2006年2月	同社執行役員総合企画部長
2009年10月	同社社長室長
2010年4月	同社執行役員経営企画部長
2014年4月	同社社長室長
2017年3月	当社入社 当社常務執行役員社長室長
2018年3月	当社常務執行役員経営企画部長
2019年9月	当社常務執行役員経営企画部長兼社長室長
2020年3月	当社常務執行役員経営企画部長
2020年5月	当社常務取締役経営企画部長 (現任)
2021年3月	ディーナネットワーク(株)取締役 (株)アヴァンセ・アジル取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

(株)アヴァンセ・アジル取締役

■ 取締役候補者とした理由

加藤雅也氏は常務取締役を務めており、経営企画部長としての経験を活かし当社グループに知見を広めるなど取り組んでおります。同氏は自身の経験を活かし業務執行及び取締役の職務執行を適切に実施できるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任しております。

候補者番号 5

おおまえ てつや

大前 哲也 (1954年3月1日生 満68歳)

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況

100% (12回/12回)

■ 略歴、地位及び担当

1978年4月	(株)乃村工藝社入社
2001年2月	同社エリアカンパニー岡山支店支店長
2004年2月	同社商環境カンパニー中四国支店支店長
2008年2月	(株)ノムラアクト四国代表取締役
2009年2月	乃村工藝建築装飾有限公司董事・総経理
2011年2月	(株)ノムラデュオ取締役第1営業本部長
2013年2月	同社取締役第2営業本部長
2017年2月	同社退職
2017年3月	当社入社執行役員営業部部長 (株)日商インターライフ取締役 (現任) (株)システムエンジニアリング取締役 (現任)
2017年5月	当社取締役営業部部長
2020年3月	当社取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

(株)日商インターライフ取締役

(株)システムエンジニアリング取締役

■ 取締役候補者とした理由

大前哲也氏は建設業界に関する深い見識と豊富な経験を有しており、当社の主要な工事会社の取締役を兼務しております。同氏の見識と経験を活かし当社並びに工事会社における業務執行の推進及び取締役の職務執行を適切に実施できるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任しております。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

現在の監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）夕部一氏及び内藤信夫氏の2名は辞任しますので、監査等委員2名の選任をお願いするものであります。

なお、本総会にて選任された監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任された監査等委員である取締役の任期の満了するべき時までとなります。

本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の当社に おける地位等	所有する当社 株式数	当事業年度の 取締役会への出席状況 及び当事業年度の 監査等委員会への出席状況
1	新任	社外 独立 役員 おちあい けんすけ 落合 健介	社外取締役	— 株	100% (12回/12回) —
2	新任	社外 独立 役員 な す けんじ 那 須 健二	—	— 株	—

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は当社及び当社子会社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されません。各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。保険料は全額当社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されないなど、一定の免責事由があります。当社は、当該保険契約を任期途中に更新する予定であります。
3. 落合健介氏は、2018年5月に当社の社外取締役に就任いたしました。社外取締役としての在任期間は本総会終結時をもって4年となります。
4. 落合健介氏、那須健二氏は、新任の社外取締役候補者であります。
5. 落合健介氏、那須健二氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりません。

候補者番号 1

おちあい けんすけ

落合 健介 (1952年12月5日生 満69歳)

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況

100% (12回/12回)

■ 当事業年度の
監査等委員会への出席状況

— (一回/一回)

■ 略歴、地位及び担当

1975年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行
1995年4月 同行国立支店長
1997年6月 同行板橋支店長
2000年6月 同行審査第1部審査役
2004年3月 (株)UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 退職
東洋不動産(株)東京本社営業企画部長
同社退職
2004年5月 東洋プロパティ(株)執行役員経営企画室長
2007年5月 同社上席執行役員経営企画室長
2010年6月 同社常務執行役員企画部長兼システム開発室長
2014年6月 東洋ビルメンテナンス(株)取締役
BMS(株)取締役
2015年6月 プロファウンド・インベストメント・マネジメント(株)取締役
東洋プロパティ(株)取締役
2016年6月 同社監査役
2017年6月 同社顧問
2018年5月 当社取締役(現任)
2018年6月 (株)神萃代表取締役(現任)

■ 重要な兼職の状況

(株)神萃代表取締役

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

落合健介氏は、金融機関に長年勤めた経験を経て企業経営に携わるなど、豊富な知識・経験等を有しております。同氏は当社の独立社外取締役として就任以来4年に渡り客観的な視点で当社の経営に対し、金融政策などの専門的なご意見やご指摘をされておりました。今後はその経験と知見を活かし監査等委員としての役割を大いに発揮されることが期待されることから監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

候補者番号 **2** な す けん じ **那須 健二** (1953年5月28日生 満68歳)

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況

— (一回／一回)

■ 当事業年度の
監査等委員会への出席状況

— (一回／一回)

■ 略歴、地位及び担当

1977年4月	(株)富士銀行(現(株)みずほ銀行) 入行
2001年5月	同行蓮根支店長
2003年2月	(株)みずほ銀行審査部審査役
2005年4月	東京建物不動産販売(株)監査室長
2006年5月	同社コンプライアンス部長
2008年3月	同社取締役コンプライアンス部長
2008年4月	同社取締役人材開発部長
2009年3月	同社取締役経理部長
2011年3月	同社取締役経理管理本部長
2013年3月	同社取締役ソリューション営業本部長
2016年3月	同社顧問
2016年4月	長野県東京事務所主任産業立地推進役(非常勤職員)
2018年9月	フィンテックアセットマネジメント(株)内部監査室長(現任)

■ 重要な兼職の状況

フィンテックアセットマネジメント(株)内部監査室長

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

那須健二氏は、金融機関の経験を経て、上場企業のコンプライアンス、経理などの経営に携わるなど、豊富な知識・経験等を有しております。同氏は、当社グループのガバナンス機能の強化において、適切な監査・監督が期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

スキルマトリックス

取締役名	企業経営	財務・会計	人事・労務	法務・リスク マネジメント	営業・マー ケティング	IT・DX
代表取締役社長 庄司 正英	●				●	
取締役副社長 貴田 晃司	●	●	●	●		
専務取締役 香川 正司		●			●	●
常務取締役 加藤 雅也			●	●		●
取締役 大前 哲也					●	
取締役（監査等委員） 松沢 照和（常勤）			●	●		
取締役（監査等委員） 落合健介（独立社外）	●	●			●	
取締役（監査等委員） 那須健二（独立社外）	●	●	●	●		

※各取締役が保有する知見、スキル、期待する役割について主なものを選択しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、社外の監査等委員である取締役の補欠として、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者

ゆうべはじめ

夕部 一 (1943年12月25日生 満78歳)

■ 当事業年度の 取締役会への出席状況

100% (1回/1回)

■ 所有する当社株式数

一 株

■ 略歴、地位及び担当

1962年4月	大阪国税局入局
1993年7月	税務大学校教育第2部教授
1995年7月	東京国税局査察部特別国税査察官
1997年7月	税務大学校東京研修所総括教育官
1998年7月	税務大学校東京研修所幹事
1999年7月	東京国税局調査第3部調査第29部門統括国税調査官
2000年7月	光税務署長
2001年7月	平塚税務署長
2002年9月	夕部一税理士事務所所長(現任)
2008年6月	ピーアークホールディングス(株)監査役
2022年2月	当社取締役(監査等委員)(現任)

■ 重要な兼職の状況

夕部一税理士事務所所長

■ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

夕部一氏は、税理士としての専門的な知識と経験等を有しております。同氏においては社外取締役として、客観的な視点で当社の経営に対し、特にこれらの知見を活かした財務・会計にかかる適切な監査・監督が期待されることから、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 上記補欠の監査等委員である社外取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は当社及び当社子会社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されません。夕部一氏が取締役就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。保険料は全額当社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されないなど、一定の免責事由があります。
3. 補欠の監査等委員である取締役候補者夕部一氏は、社外取締役候補者であります。
4. 夕部一氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしております。
5. 夕部一氏の取締役会への出席状況は、2022年2月9日に就任されてから状況であります。なお、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会最終時をもって3ヶ月となります。

第4号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 事業目的の記載内容の一部を現状の事業にあわせ変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 取締役会議事録への署名の方法に電子署名を加えるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案の決議による定款一部変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
(1) ～ (9) (条文省略)	(1) ～ (9) (現行どおり)
<u>(10) カラオケルーム、飲食店および喫茶店の経営ならびに同業務に関するフランチャイズシステムによる加盟店の募集および指導</u>	(削除)
<u>(11) ゲームセンターの運営および管理の請負</u>	(削除)
(12) (条文省略)	(10) (現行どおり)
(13) (条文省略)	(11) (現行どおり)
<u>(14) 電気通信サービスの加入に関する代理店業務</u>	(削除)
(15) ～ (29) (条文省略)	(12) ～ (26) (現行どおり)
<u>(30) 遊技場、ゲームセンター等の運営業務の受託</u>	(削除)
<u>(31) 警備業法に定める警備業</u>	(削除)
<u>(32) 家事代行サービス事業</u>	(削除)
<u>(33) 教育研修事業</u>	(削除)
(34) (条文省略)	(27) (現行どおり)
(新設)	<u>(28) 管工事業</u>
(新設)	<u>(29) 給排水、衛生設備工事業</u>
(新設)	<u>(30) 消火設備工事業</u>
(新設)	<u>(31) 生花・造花等の販売および販売取次業務</u>
(35) (条文省略)	<u>(32) (現行どおり)</u>
2 (条文省略)	2 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第36条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第36条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>1. 変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以上

(提供書面)

事業報告 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

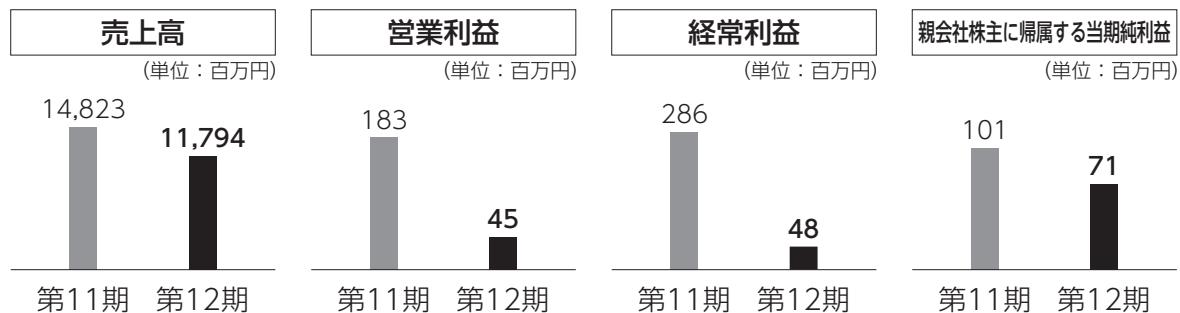
① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい状況が続きました。段階的な経済活動の再開による持ち直しも見られましたが、変異株による感染再拡大が見られ今後の見通しについての予測は困難な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、引き続き新型コロナウイルスの感染防止に配慮しつつ事業活動を実施いたしました。主力である工事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、新規出店等の延期や中止が増加、加えて期内受注件数が大幅に減少いたしました。また、価格競争、原材料費高騰、半導体不足など新たな課題も出てきており厳しい状況となりました。一方で、第4四半期において大型案件の受注や翌期に繋がる案件の増加などもあり収益改善が見通せる状況となりました。なお、事業再編の一環として、2021年4月30日にディーナネットワーク株式会社の解散を決議し2021年7月31日に清算終了、2021年5月31日に株式会社ジーエスケー及びブランドスタッフ株式会社の全株式を譲渡いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は11,794百万円（前年同期比20.4%減）、営業利益45百万円（前年同期比75.3%減）、経常利益48百万円（前年同期比83.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益71百万円（前年同期比29.5%減）となりました。

推移グラフ



事業別の営業概況は次のとおりであります。

(工事事業)

主力である工事事業は、内装工事等を行う株式会社日商インターライフ、音響・照明設備工事等を行う株式会社システムエンジニアリング、清掃・メンテナンス等を行うファシリティーマネジメント株式会社、空調設備工事等を行う玉紘工業株式会社が展開しております。

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により各社とも影響を受ける結果となりました。株式会社日商インターライフは、第4四半期に大型案件の受注等がありましたが、度重なる緊急事態宣言の影響による飲食店舗や物販店舗の新規出店や改装等の計画の延期または中止、原材料の高騰などが影響し、前年同期を下回りました。株式会社システムエンジニアリングは、受注済み案件の完工は進みましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市場環境の変化により期内受注が伸びず、前年同期を下回りました。ファシリティーマネジメント株式会社は、飲食店舗やアミューズメント施設からの清掃業務等の受注は回復傾向にあります。小規模案件が多いこともあり、前年同期を下回りました。玉紘工業株式会社は、公共工事案件が引き続き堅調だったことに加え民間工事の受注が進み前年同期を上回りました。

この結果、工事事業の売上高は9,204百万円（前年同期比7.6%減）、セグメント利益180百万円（前年同期比13.7%減）となりました。

(通信・人材サービス事業)

通信・人材サービス事業は、携帯電話・スマートフォン、タブレット等の販売、法人向けにモバイルソリューションを提供する株式会社エヌ・アイ・エル・テレコム、通信インフラ企業等への人材派遣を行う株式会社アヴァンセ・アジルが展開しております。

株式会社エヌ・アイ・エル・テレコムは、携帯電話の販売台数は前年を上回ることができ、売上高は前年同期を上回りましたが、店舗改装に伴う費用や販売促進に伴う広告宣伝費等が増加したことにより利益は下回りました。株式会社アヴァンセ・アジルは、引き続き通信インフラ企業への派遣が堅調であったことから前年同期を上回りました。なお、事業再編の一環として、2021年4月30日にディーナネットワーク株式会社の解散を決議し2021年7月31日に清算結了、2021年5月31日に株式会社ジーエスケー及びグランドスタッフ株式会社の全株式を譲渡したことで1,302百万円の減収となりました。

この結果、通信・人材サービス事業の売上高は2,376百万円（前年同期比46.1%減）、セグメント利益33百万円（前年同期はセグメント損失52百万円）となりました。

(不動産事業)

不動産事業は、不動産仲介等を行う株式会社ラルゴ・コーポレーションが展開しております。

前年同期のような大型仲介案件が無かったこともあり、不動産事業の売上高は98百万円(前年同期比68.7%減)、セグメント利益13百万円(前年同期比92.7%減)となりました。

(その他)

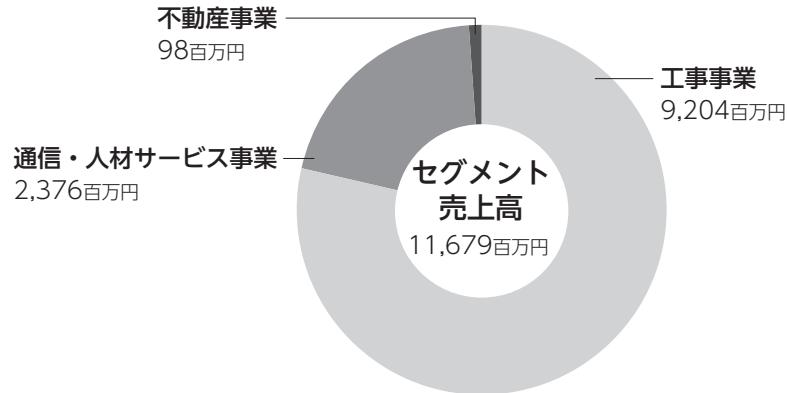
その他は、当社グループのシェアードサービス業務等を行う株式会社アドバンテージが展開しており、売上高は115百万円(前年同期比12.3%減)、セグメント利益24百万円(前年同期比22.4%減)となりました。

事業・業務別売上高及び業務概要

(単位：千円)

事業・業務別	売上高	事業・業務概要
工 事 事 業	9,204,511	床・クロス・軽鉄ボード等内装基礎工事の施工監理、商業施設等の企画・設計・制作・施工監理、広告代理、販促・装飾・イベント、コンサートホール・ホテル等の音響・照明設備工事、清掃・メンテナンス、空調設備工事
通信・人材サービス事業	2,376,138	携帯電話機器等の販売、一般人材派遣、製造業向け人材派遣・請負
不 動 産 事 業	98,680	店舗等の不動産の賃貸及び仲介
合 計	11,679,329	—

(注) 売上高の合計には、その他事業の売上高115,057千円を含んでおりません。



- ② 設備投資の状況
当連結会計年度は、特筆すべき設備投資は行っておりません。
- ③ 資金調達の状況
当社は、金融機関より運転資金等として、長期借入金300百万円を調達いたしました。
- ④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第9期 (2018.3.1~2019.2.28)	第10期 (2019.3.1~2020.2.29)	第11期 (2020.3.1~2021.2.28)	第12期 (2021.3.1~2022.2.28)
売 上 高	19,387,178	19,053,081	14,823,365	11,794,387
経 常 利 益	151,667	340,291	286,217	48,548
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△74,246	108,307	101,658	71,662
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	△3円82銭	5円64銭	5円30銭	3円69銭
総 資 産	10,550,512	10,404,586	8,327,884	7,564,203
純 資 産	3,955,131	3,799,157	3,845,631	3,917,190

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第9期 (2018.3.1~2019.2.28)	第10期 (2019.3.1~2020.2.29)	第11期 (2020.3.1~2021.2.28)	第12期 (2021.3.1~2022.2.28)
売 上 高	858,525	755,330	970,773	650,853
経 常 利 益	159,857	90,025	460,859	237,081
当期純利益又は当期純損失 (△)	271,018	△129,670	427,008	375,406
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	13円97銭	△6円75銭	22円28銭	19円35銭
総 資 産	7,761,358	7,147,361	7,039,451	6,479,210
純 資 産	4,122,202	3,753,819	4,133,686	4,505,991

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社日商インターライフ	100,000千円	100%	工事業
株式会社システムエンジニアリング	82,885千円	100%	工事業

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況 (単位：千円)

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社日商インターライフ	東京都荒川区東尾久4丁目16番12号	2,133,758	6,479,210
株式会社システムエンジニアリング	東京都台東区柳橋1丁目13番3号	1,812,775	

(4) 対処すべき課題

今後の見通しは、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響が続くものと思われ、その終息には時間を要すると思われまます。

このような状況のもと、当社グループは2023年2月期を初年度とする第4次中期経営計画を策定し、「新たなイノベーションでビジネスモデルを進化更新させて、次の成長に繋げるポジションを獲得する」を基本方針に、中期経営計画の推進タイトルを「Ex Position (エクスポジション)」と定め、経済のうねりを乗り越えた先にある経済ステージで、当社グループの次の成長に繋げるポジションの獲得を目指してまいります。そのための重点課題として3つの重点施策を掲げ、2025年2月期の最終年度における目標の達成に向けて、グループの成長を実現してまいります。

- ① 新たな成長の実現 (Engine)
事業会社を主体とした、中期経営・成長モデルの設計。自律性と結束力を発揮し主体的に自走し、自社の強み (各ブランド) を深耕する体制づくりに取り組みます。
- ② グループの生産性向上 (Efficiency)
業務DX化の推進、電子化への対応、RPAの活用、専門人材の採用・育成に取り組みます。
- ③ 社会的要請への対応 (Es g)
上場企業グループとしてガバナンス経営の強化、サステナビリティへの取り組みに取り組みます。

(5) 主要な事業内容 (2022年2月28日現在)

当社グループは、工事業、通信・人材サービス事業、不動産事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

① 工事業

店舗・オフィスの床・クロス・軽鉄ボード等内装基礎工事の施工監理、商業施設の企画・設計・制作・施工監理、広告代理、販促・装飾・イベント、パチンコ・アミューズメント店舗のデザイン・企画・設計・施工監理・不動産ソリューション、コンサートホール・ホテル・大学などの施設の音響・照明設備工事、TV会議・議場システムの提供、店舗の清掃・メンテナンス、施設の空調・電気・衛生設備等の施工・修理、設備機器の販売等を行っております。

② 通信・人材サービス事業

携帯電話等の販売、移動体通信サービス販売取次業務、法人向けにモバイルソリューションの提供、通信インフラ企業等への人材派遣等を行っております。

③ 不動産事業

不動産の賃貸・仲介業務を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年2月28日現在)

名 称	所 在 地
株 式 会 社 日 商 イ ン タ ー ラ イ フ	東京都荒川区東尾久、東京都北区田端新町 大阪府大阪市浪速区難波中
株 式 会 社 シ ス テ ム エ ン ジ ニ ア リ ン グ	東京都台東区柳橋、大阪府大阪市浪速区難波中

(7) 従業員の状況 (2022年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業・業務別	従業員数	前連結会計年度末比増減
工 事 事 業	188 (127) 名	3名増 (104名減)
通信・人材サービス事業	59 (167) 名	66名減 (729名減)
不 動 産 事 業	4 (1) 名	1名減 (ー)
そ の 他 事 業	21 (7) 名	2名減 (1名減)
全 社 (共 通)	8 (1) 名	2名増 (ー)
合 計	280 (303) 名	64名減 (834名減)

(注) 従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおり、パート及び嘱託社員等は () 内に年間平均雇用人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8 (1) 名	2名増 (ー)	47歳	5.8年

(注) 従業員数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおり、パート及び嘱託社員等は () 内に年間平均雇用人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年2月28日現在)

借入先	借入額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	608,338千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	384,660千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年2月28日現在)

- | | |
|---------------|---------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 80,042,116株 |
| ② 発行済株式の総数 | 20,010,529株 (自己株式80株を含む。) |
| ③ 株主数 | 4,757名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

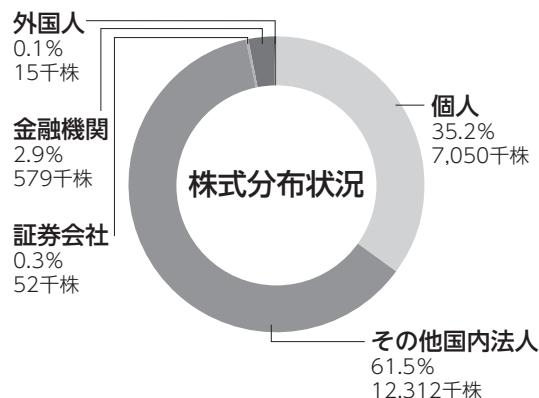
株主名	持株数	持株比率
株式会社辰巳	6,966,200株	34.81%
セガサミーホールディングス株式会社	4,017,200株	20.08%
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	569,800株	2.85%
インターライフホールディングス取引先持株会	479,100株	2.39%
株式会社乃村工藝社	445,300株	2.23%
インターライフホールディングス社員持株会	427,700株	2.14%
東京建物株式会社	400,000株	2.00%
及川民司	354,800株	1.77%
天井次夫	252,300株	1.26%
市岡悦子	172,400株	0.86%

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (80株) を控除して計算しております。
 2. 株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する569,800株につきましては、連結計算書類及び計算書類においては自己株式として処理しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。



(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2022年2月28日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	庄 司 正 英	(株)辰巳代表取締役
取締役副社長	貴 田 晃 司	(株)システムエンジニアリング取締役 (株)アドバンテージ取締役
専務取締役	香 川 正 司	(株)アドバンテージ取締役会長 (株)ラルゴ・コーポレーション取締役会長
常務取締役	加 藤 雅 也	(株)アヴァンセ・アジル取締役 経営企画部長
取 締 役	大 前 哲 也	(株)日商インターライフ取締役 (株)システムエンジニアリング取締役
取 締 役	落 合 健 介	(株)神萃代表取締役
取 締 役	竹 山 浩 二	セガサミーホールディングス(株)執行役員総務本部長
取締役（監査等委員）	松 沢 照 和	—
取締役（監査等委員）	夕 部 一	夕部一税理士事務所所長
取締役（監査等委員）	内 藤 信 夫	セガサミーホールディングス(株)監査役室長

- (注) 1. 取締役落合健介氏、竹山浩二氏、夕部一氏、内藤信夫氏の4名は、社外取締役であります。
2. 情報の収集、その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、松沢照和氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 監査等委員夕部一氏は、監査等委員北本幸仁氏の逝去により2022年2月9日に就任いたしました。夕部一氏は、税理士としての専門的な知識と経験等を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査等委員内藤信夫氏は、企業の株式公開コンサルティング業務を長年務めた経験を有しており、経営、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は取締役落合健介氏及び夕部一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
高橋 公一	2021年5月26日	任期満了	当社社外取締役 セガサミーホールディングス(株)執行役員総務人事本部長 サミー(株)執行役員コーポレート本部長
北本 幸仁	2022年2月5日	逝去	当社社外取締役(監査等委員) シダックス(株)社外監査役

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社及び当社子会社の取締役及び監査役的全員を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されないなど、一定の免責事由があります。当社は、当該保険契約を任期途中に更新する予定であります。

保険料は全額当社が負担しております。

⑤ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く）	6名	49,845千円
取締役（監査等委員）	2名	10,053千円
合計	8名	59,898千円

(注) 1. 上記支給額は、2021年3月1日から2022年2月28日までの支給実績額であります。

2. 上記のうち、社外役員に対して支払った報酬等の額は、下記のとおりであります。

社外取締役（監査等委員を除く）1名2,925千円、社外取締役（監査等委員）1名2,925千円、総額 5,850千円

3. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員を除く）は7名ですが、取締役（監査等委員を除く）1名は無報酬であります。

4. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員）は3名ですが、取締役（監査等委員）2名は無報酬であります。

なお、支給人員には当事業年度中に退任した取締役（監査等委員）1名を含めております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

(i) 当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等に係る決定方針を決議しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、基本報酬と業績達成度等に応じて当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬で構成されております。基本報酬及び業績連動型の株式報酬の決定は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、代表取締役社長と独立社外取締役で構成されるガバナンス委員会にて検討され、取締役会で一任を受けた代表取締役社長庄司正英が行います。報酬の決定を代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境や経営状況等を当社において最も熟知しており、総合的な視点から取締役の報酬を決定できるとともに、機動的な報酬額の決定に資すると判断したためであります。なお、取締役会は、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

基本報酬は、当社グループの経営計画の達成に向けたインセンティブとして機能するよう、同計画で定めた定量的な経営目標（売上高、営業利益、営業利益率等）を評価指標とします。さらに、個別に設定する定性的な目標の達成度合いを踏まえ、全体的な業績への寄与度、貢献度等も加味し、役員評価制度に沿って報酬案を代表取締役社長が作成し、総合的な評価に基づいてガバナンス委員会に答申の上、代表取締役社長庄司正英が決定いたします。報酬案についてはガバナンス委員会へ諮り、客観性と妥当性の確認をしております。当事業年度における経営指標の目標は、連結業績において、売上高13,000百万円、営業利益150百万円、営業利益率1.15%であり、実績は売上高11,794百万円、営業利益45百万円、営業利益率0.38%であります。

業績連動型の株式報酬については、当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、株式価値に連動したインセンティブ付与制度として、当社の普通株式の給付を行うものであります。

同制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社の取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち非常勤の取締役を除きます。）及び執行役員並びに当社グループ会社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員（以下、総称して「役員」といいます。）に対して、当社及び当社グループが定める役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。

当社及び当社グループ会社の役員が当社株式の給付を受ける時期は、原則として役員の退任時となります。役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき当該事業年度における報酬月額、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。当社の当事業年度における株式給付信託に係る指標の目標としては、当社の経営計画達成に向けたインセンティブとして機能するよう、営業利益（当事業年度における目標150百万円）としており、その実績は45百万円となりました。

同報酬制度に基づく報酬案についてもガバナンス委員会へ諮り、客観性と妥当性の確認をしております。

監査等委員である取締役の報酬等は、固定報酬である基本報酬のみで構成されております。

基本報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議で決定しております。

- (ii) 報酬等に関する株主総会の決議は、2017年5月25日開催の第7期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額を年額200百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）（ただし、使用人分給与を含まない。）と、また監査等委員である取締役の報酬限度額を年額30百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会決議時の取締役（監査等委員を除く）の数は8名、取締役（監査等委員）4名であります。

また、2021年5月26日開催の第11期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち非常勤の取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定を決議いただいております。当該株主総会決議時の取締役（監査等委員を除く）の数は7名、取締役（監査等委員）3名であります。

- (iii) 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会であるガバナンス委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役の指名・報酬・役位に関する事項や、その他取締役会が審議を求める事項について検討し、取締役会へ適切な報告を行います。

2022年2月期においては、ガバナンス委員会については、計4回開催し、役員候補者に関する事項や役員報酬についての確認等を行いました。また、取締役会は、2021年5月26日に開催し、代表取締役社長庄司正英に対して取締役（監査等委員を除く）の報酬の個人別の金額を上記制度に基づき決定することについて一任する決議を行いました。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役落合健介氏は、(株)神萃代表取締役を兼務しております。当社グループは、(株)神萃との間に特別な関係はありません。

取締役竹山浩二氏は、セガサミーホールディングス(株)執行役員総務本部長を兼務しております。当社グループは、セガサミーホールディングス(株)との間に営業取引の関係があります。

取締役北本幸仁氏は辞任するまでの間、シダックス(株)社外監査役を兼務しておりました。当社グループは、シダックス(株)との間に特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）内藤信夫氏は、セガサミーホールディングス(株)監査役室長を兼務しております。当社グループは、セガサミーホールディングス(株)との間に営業取引の関係があります。

取締役（監査等委員）夕部一氏は、夕部一税理士事務所所長を兼務しております。夕部一税理士事務所との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況(出席率)	主な活動状況
社外取締役	落合健介	100%	落合健介氏は、当事業年度に開催された取締役会12回中12回に出席いたしました。取締役会では、企業経営に関する専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っております。
社外取締役	竹山浩二	100%	竹山浩二氏は、社外取締役就任後に開催された取締役会9回中9回に出席いたしました。取締役会では、企業経営に関する専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	北本幸仁	92%	北本幸仁氏は、当事業年度に開催された取締役会11回中11回、監査等委員会7回中7回に出席いたしました。会計監査の専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	内藤信夫	100%	内藤信夫氏は、当事業年度に開催された取締役会12回中12回、監査等委員会9回中9回に出席いたしました。経理業務の専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	夕部一	100%	夕部一氏は、社外取締役就任後に開催された取締役会1回中1回、監査等委員会1回中1回に出席いたしました。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

社外取締役(監査等委員)の北本幸仁氏は、逝去のため2022年2月5日に退任いたしました。

社外取締役(監査等委員)の夕部一氏は、北本幸仁氏の退任により2022年2月9日に就任いたしました。

ハ. 当社の子会社から当事業年度に役員として受けた報酬等の総額

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 仰星監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社及び子会社が会計監査人に対し支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	31百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する事項については、監査等委員会の決議によって行うこととしております。また、会計監査人を法定の解任事由に基づき解任することに対する監査等委員の全員の同意は、監査等委員会における協議を経て行うことにしております。この場合においては、監査等委員会を選定した監査等委員は、解任後最初の株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. コーポレート・ガバナンスに対する考え方

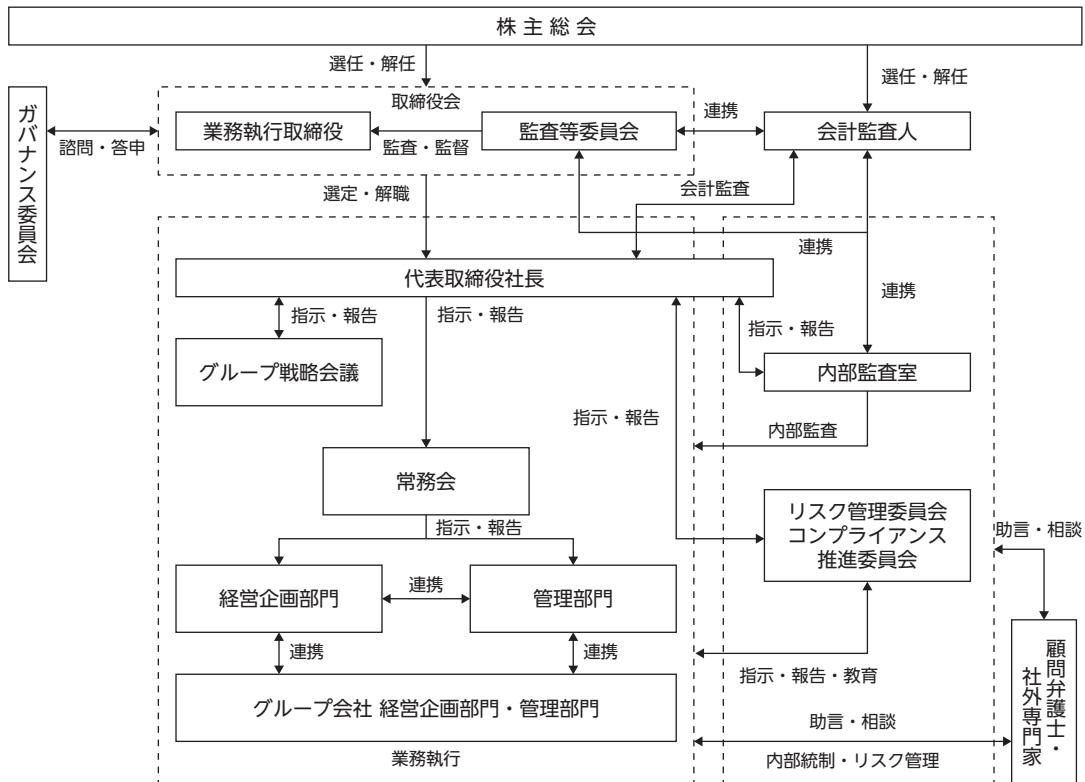
(1) 基本的なコーポレート・ガバナンスの考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを企業行動の最重要課題として位置付けており、取締役の選任、報酬の決定、経営の監視を含む経営全般について、法令を遵守し、また、企業経営の効率性の向上、健全性の確保、透明性の向上に努めてまいります。

グループの内部統制機能の充実を目指し、内部統制システム、リスク管理体制及びコンプライアンス推進体制の見直しと強化を図ってまいります。

なお、当社グループの取組みをまとめたものを「コーポレート・ガバナンス基本方針」として当社ホームページにて開示しております。(https://www.n-interlife.co.jp)

(2) コーポレート・ガバナンスの体制



(3) 業務の適正を確保するための体制

当社グループの「内部統制システムの整備に関する基本方針」は、以下のとおりであります。

- ① 当社ならびに子会社の取締役等ならびに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
法令等の遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底するため、企業が社会の一員として果たすべき社会的責任の根本方針及びその一部を成すコンプライアンス体制確立の基礎として、グループCSR憲章およびグループ行動規範を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神をグループ会社の役職員に伝える。
さらに、当社グループの業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款遵守の体制の確立に努める。また、監査等委員会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査するとともに、定期的に検証をすることで課題の早期発見と是正に努めることとする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
代表取締役社長は、経営企画部を担当する役員を、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する全社的な統括責任者として任命し、社内規程等に基づき、職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体にて記録し、取締役が適切かつ確実に閲覧可能な検索性の高い状態で保存・管理する。
- ③ 当社ならびに子会社の取締役の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループの業務執行に係るリスクに関して、当社グループにおいてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、内部監査部門が当社およびグループ会社ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。
- ④ 当社ならびに子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、迅速かつ適正な意思決定を行うため、取締役会規則等に基づく職務権限・意思決定に関する規則により適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を採る。
- ⑤ 当社ならびに子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 1. 当社グループのCSR活動を統括するグループ管理室に、コンプライアンスに関する統括機能を持たせ、役職員が法令・定款その他の社内規則および社会通念などを遵守した行動をとるための規範や行動基準としてグループCSR憲章およびグループ行動規範を定め、その周知徹底と遵守の推進を図ることとする。

2. 当社グループの使用人が、法令・定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に違反する行為等が行われていることを知り得た場合に公益通報として通報できる体制、ならびにその責任者が重要な案件について遅滞なく当社の取締役会および監査等委員会に報告する体制を確立する。また、その通報者の保護を図るとともに、透明性を維持した的確な対処の体制として、業務上の報告経路のほか内部監査室および外部専門機関を受付窓口とする通報窓口を整備し、これを周知徹底する。
- ⑥ 当該会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社グループの役職員に適用されるグループCSR憲章及びグループ行動規範に則り、当社グループ全体のコンプライアンス体制を確立する。また、リスク管理規程に則り、当社グループ全体のリスク管理体制の整備を図るほか、当社グループに対する内部監査室による監査体制を構築する。なお、当社は、子会社管理に係る規程に基づき、子会社等関係会社の経営の主体性を尊重するとともに、事業内容の定期的な報告を受け、重要案件に関する事前協議等を実施することにより、当社グループ全体の業務の適正を図る。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、監査等委員と協議の上、その職務を補助する使用人を配置する。
- ⑧ 前号の使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項および監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 1. 監査等委員会の職務を補助する使用人は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮命令・監督を受けない。
 2. 当該使用人の指名・異動等人事権に係る事項の決定については、監査等委員会の同意を必要とする。
- ⑨ 当社ならびに子会社の取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、および監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 1. 当社グループの取締役および使用人は、職務執行に関して当社グループにおける重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社の監査等委員会に報告しなければならない。
 2. 当社グループの取締役および使用人は、当社グループにおいて事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく当社の監査等委員会に報告する。
 3. 当社グループの公益通報制度に関する規程において、当社グループの取締役および使用人が当社監査等委員に対して直接通報を行うことができること、および当該通報をしたこと自体による不利益な取扱いを受けないことを明記する。

⑩ 監査等委員の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 代表取締役社長は、各監査等委員と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとする。
2. 監査等委員は、必要に応じて業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議へ出席できる。
3. 監査等委員会は、独自に必要なに応じて、弁護士、公認会計士その他の外部のアドバイザーを活用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制

当社グループは、「グループ CSR 憲章・グループ行動規範」において「反社会的勢力・団体・個人からの不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で対応し、利益の供与は行わないだけでなく、一切の関係を排除します。」と定め、基本的な考え方を示すとともに、社内に周知徹底を図る。また、反社会的勢力に対する対応は、グループ管理室が統括し、顧問弁護士、所轄警察署、外部専門機関と連携して組織的に対応する。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、「財務報告および財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、規程および体制を整備するとともに、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要に応じて改善を行い、実効性のある内部統制システムを構築する。

(4) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、当社グループの業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下の通りであります。

当社の取締役会は、監査等委員ではない取締役（以下、取締役という）のうち独立社外取締役1名を含む取締役7名と、監査等委員である取締役（以下、監査等委員という）のうち独立社外取締役1名を含む3名の監査等委員が出席した上で開催しております。

子会社においては、取締役会を毎月開催しており、重要な事項は当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営および当社による実効性のある管理の実現に努めております。

内部監査室は、代表取締役社長の承認を得た年度監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、当社およびグループ会社を対象とする監査を実施し、その結果および改善状況を代表取締役社長および監査対象部署、その内容に応じて取締役会および監査等委員会に報告しております。

監査等委員会は、監査方針および監査計画に基づき監査等委員会を開催し、監査等委員間の情報共有を行っております。代表取締役社長および会計監査人との会合等を開催し、また当社取締役会への出席および内部監査室との連携により会社状況を把握し、取締役および使用人の職務の執行状況を監査しております。常勤の監査等委員は、取締役および使用人の職務の執行状況を監査するとともに、グループ会社の取締役会に出席し、適宜意見を述べております。

当社は、「コンプライアンス規程」に基づいて、コンプライアンス推進委員会を開催し、必要に応じてコンプライアンス体制の見直しを図り「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を設置し、当社グループのリスクの見直しを必要に応じて行っております。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社グループは、株主の皆様への長期的利益還元を重要な課題のひとつと考え、安定した配当を行うことを基本としており、金額については企業体質の強化および内部留保の充実を併せて検討しております。

内部留保による資金につきましては、今後の事業発展を推進するための新規事業開発・人材育成および財務体質の改善、その他の資金需要を賄う原資として活用してまいります。

2022年2月期の配当につきましては、2022年4月13日開催の取締役会において、1株当たり4円(効力発生日 2022年5月10日)とする決議をさせていただきました。

また、2023年2月期の配当につきましては、業績予想数値および上記の理由により、期末配当金において1株当たり4円を予定しております。

連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
[流動資産]	[5,300,499]	[流動負債]	[2,887,319]
現金及び預金	2,233,282	支払手形及び買掛金	1,691,176
受取手形及び売掛金	2,349,348	短期借入金	450,000
たな卸資産	59,577	1年内返済予定の長期借入金	330,016
未成工事支出金	419,103	未払法人税等	9,640
その他	240,481	賞与引当金	117,983
貸倒引当金	△1,295	完成工事補償引当金	6,895
		その他	281,608
[固定資産]	[2,263,704]	[固定負債]	[759,693]
(有形固定資産)	(1,207,981)	長期借入金	472,810
建物及び構築物	463,093	退職給付に係る負債	87,583
機械装置及び運搬具	2,153	役員退職慰労引当金	12,583
土地	675,727	株式給付引当金	115,876
その他	67,007	その他	70,840
(無形固定資産)	(391,262)	負債合計	3,647,013
のれん	153,252	純資産の部	
借地権	224,944	[株主資本]	[3,964,589]
その他	13,064	資本金	2,979,460
(投資その他の資産)	(664,459)	資本剰余金	698,682
投資有価証券	474,323	利益剰余金	443,479
長期貸付金	2,939	自己株式	△157,032
破産更生債権等	131,138	[その他の包括利益累計額]	[△47,399]
繰延税金資産	35,865	その他有価証券評価差額金	△47,399
その他	165,760	純資産合計	3,917,190
貸倒引当金	△145,567	負債純資産合計	7,564,203
資産合計	7,564,203		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		11,794,387
売上原価		9,098,814
売上総利益		2,695,572
販売費及び一般管理費		2,650,309
営業利益		45,263
営業外収益		
受取利息	292	
受取配当金	10,405	
助成金収入	2,472	
その他	15,597	28,768
営業外費用		
支払利息	18,274	
その他	7,208	25,482
経常利益		48,548
特別利益		
固定資産売却益	112,254	
投資有価証券売却益	3,723	115,978
特別損失		
固定資産除却損	23,573	
子会社株式売却損	2,513	
店舗閉鎖損失	6,099	
事業撤退損失	4,615	
その他	472	37,273
税金等調整前当期純利益		127,252
法人税、住民税及び事業税	27,165	
法人税等調整額	28,425	55,590
親会社株主に帰属する当期純利益		71,662

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
[流動資産]	[821,356]	[流動負債]	[1,462,808]
現金及び預金	630,666	短期借入金	450,000
前払費用	6,828	未払金	5,247
短期貸付金	32,604	1年内返済予定の長期借入金	330,016
未収入金	149,417	未払費用	1,697
その他	1,839	未払法人税等	1,320
[固定資産]	[5,657,854]	預り金	571,649
(有形固定資産)	(385,374)	賞与引当金	3,715
建物及び構築物	82,981	その他	99,161
土地	292,511	[固定負債]	[510,410]
その他	9,881	長期借入金	472,810
(無形固定資産)	(486)	退職給付引当金	3,617
ソフトウェア	486	役員退職慰労引当金	80
(投資その他の資産)	(5,271,992)	株式給付引当金	20,419
投資有価証券	348,770	その他	13,484
関係会社株式	4,872,002	負債合計	1,973,218
長期貸付金	14,499	純資産の部	
敷金・保証金	24,523	[株主資本]	[4,563,157]
その他	12,196	資本金	2,979,460
		資本剰余金	511,191
		資本準備金	511,191
		利益剰余金	1,229,538
		利益準備金	65,035
		その他利益剰余金	1,164,502
		繰越利益剰余金	1,164,502
		自己株式	△157,032
		[評価・換算差額等]	[△57,166]
		その他有価証券評価差額金	△57,166
資産合計	6,479,210	純資産合計	4,505,991
		負債純資産合計	6,479,210

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年 3 月 1 日から
2022年 2 月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	650,853
営 業 費 用	400,413
営 業 利 益	250,440
営 業 外 収 益	9,800
営 業 外 費 用	23,159
経 常 利 益	237,081
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	112,249
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,723
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	1,384
関 係 会 社 株 式 売 却 損	3,744
事 業 撤 退 損 失	13,492
そ の 他	472
税 引 前 当 期 純 利 益	333,961
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△38,605
法 人 税 等 調 整 額	△2,839
当 期 純 利 益	375,406

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月13日

インターライフホールディングス株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 岩 淵 誠
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 三 木 崇 央
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、インターライフホールディングス株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インターライフホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2022年4月13日開催の取締役会において、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月13日

インターライフホールディングス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 岩 淵 誠
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 三 木 崇 央
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、インターライフホールディングス株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2022年4月13日開催の取締役会において、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役並びに監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書作成時点において、有効である旨の報告を取締役等及び仰星監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月18日

インターライフホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 松 沢 照 和 ㊟

監査等委員 夕 部 一 ㊟

監査等委員 内 藤 信 夫 ㊟

(注) 監査等委員夕部一氏、内藤信夫氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

